

# 秦野市議会議員研修会

(平成22年8月5日開催)

午後 2時00分 開会

○渡邊孝広委員長 皆さん、こんにちは。本日は、講師ともどもに御多忙中のところ、本日の秦野市議会議員研修会に御参加いただきまして、まことにありがとうございます。本日は、お手元に配付した資料に基づきまして、進めさせていただきたいと思っております。

それでは、まず、秦野市議会を代表いたしまして、高橋文雄議長からのごあいさつをお願いしたいと思います。

よろしく願いいたします。

○高橋文雄議長 皆さん、こんにちは。きょうは気温とすれば一番高い方じゃないかと思うんですけども、家を出られるときに、一番暑い時期にお出かけで大変恐縮でございますが、きょうは議員研修会を開催いたしたいと思っております。

きょうは、廣瀬教授におかれましては、大変お忙しい中を快く御講演を快諾していただきまして、ありがとうございます。よろしく願いいたしたいと思っております。

また、議会活性化特別委員の方々には、日ごろからいろいろ御協議、御審議をいただき、進めていただいておりますことにつきましても、お礼を申し上げたいと思っております。本市議会につきましては、昨年3月定例会におきまして、新たな視点で議会の活性化に取り組み、現在の市議会におけるさまざまな課題について調査・研究をするために特別委員会を設置しました。いろいろと議論を重ねてまいっておるわけでございますけれども、本日は、「議会活性化に向けて」と題し、廣瀬教授から先進都市の事例等を交えて、今、市民から議員に求められているものなどについて御講演をいただき、今後の議会改革に向けて参考にしていきたいと考えております。どうぞよろしく願いいたしたいと思っております。

以上でございます。

○渡邊孝広委員長 ありがとうございます。

ここで、本日の講師をお引き受けいただきました廣瀬克哉先生の御紹介をさせていただきます。廣瀬先生は1958年、奈良県にお生まれになられまして、東京大学大学院法学部政治学研究科博士課程を修了されて、法学博士でいらっしゃいます。法政大学法学部助教授、ロンドン大学政治経済学院客員研究員を経まして、1995年より現職、法政大学の教授につかわれておられます。専攻は行政学、自治体学でございます。法政大学法学部では行政、大学院では自治体議会論等を担当していらっしゃいます。

自治体学会運営委員・企画部会長、自治体議会改革フォーラム代表、議員力検定協会共同代表等、さまざまな役職もこなしていらっしゃいます。主な著書といたしましては、

『議員力のススメ』（ぎょうせい2010年）、『議員改革白書』等がございます。

本日は、よろしくお願ひいたします。それでは、廣瀬先生、よろしくお願ひいたします。

○廣瀬克哉教授 改めまして、どうもこんにちは。非常に暑い中、お集まりいただきまして、どうもありがとうございます。議会改革が今、熱い時期を迎えているということでもありますので、ぜひこの暑い中でこういう議論をしたなということ胸に刻んでいただける機会にできればと思っております。

では、きょうは、前半の方は、まずは全国 114の議会に既に広がってきました議会基本条例の制定や、あるいは、国の方で進んでおります自治体の首長と議会の関係を含めて、抜本的な地方自治法の改正をしようという動き、検討がだんだん具体論に踏み込んできておりますので、そういう論点も含めまして、まずは議会の置かれている状況、議会改革の課題についてお話をさせていただいた上で、後半、現時点での秦野市の議会基本条例の素案をお送りいただいておりますので、それにつきまして、全国の先行している条例などと比較しながら、コメントを一部させていただければと考えております。

それでは、座らせていただきまして、本題の中に入っていきたいと思っております。

さて、基本的には、「議会活性化に向けて」ということなんですが、きょうは特に、分権社会、一応地域主権改革というのが進んではいるのですが、この概念については、研究者の中ではやや不評でございます。主権という言葉が主体性を持つてという趣旨ではわかるんですけども、一応国家主権とか国民主権とか、そういう概念と同じ意味で使われるのかというと、自治体への分権化というのはちょっと種類が違うんじゃないかということもありまして、政治的なニュアンスとして、国が本来持っているのを分け与えるのではなくて、地域が主体になるのだという趣旨では支持したいと思っておりますけれども、現にやっていく改革としては、権限を国から自治体へ移譲するとか、国が縛っているお金の使い方について、もっと地域の実情に応じて自治体が自己決定して使えるようにするとか、あるいはまた、各地域のいろいろな実務についても、国が直接出先機関で担当しているものを、国はそういう各地域での実施業務からは外れて、全国的な政策については国の業務だけれども、具体的な地域での実践については、自治体の方にゆだねていく。こういう改革メニューを見ますと、分権改革ととらえることが素直ではないかと思っておりますし、現に検討されていることも、これは以前から、長く見れば2000年4月1日に施行された分権一括法以来の分権化の流れの上にある改革、こういうこともありますので、きょうは分権化がさらに進もうとしている中で、その分権された社会における地域の自治体の議会についてということで、話を進めていこうと思っております。

現在、自治体の議会で改革をするというのは、ある意味では当たり前の時代に入っております。ことしの春に、2月から3月にかけて、全国の 1,800ほどの自治体の議会すべてに調査票を送らせていただきまして、アンケート調査を実施いたしました。

1,527の議会から御回答をいただきましたけれども、そのうち、57.9%の議会が何らかの形で議会改革に取り組んでいるという回答を寄せていただいております。当然ながら、この秦野市議会も改革を進めていらっしゃるということなのですが、改革を検討している、着手している、そういう議会が57.9%と明確に半数を超えている。改革を今、やっていない議会の方が少数派という状態に入っているということをまず確認しておきたいと思います。

その中で、議会基本条例については、まだ多数派とまでは言えません。春の時点、2月から3月の時点で、制定する前提で作業中というところが132ございました。そして、実数としてどれだけ制定したかということですが、一番最初に議会基本条例を制定したのが2006年5月制定の北海道夕張郡栗山町、あの夕張市のすぐ西隣にある町です。人口1万4,000人ほどのかつては炭鉱のあった、現在では炭鉱はきれいになくなっておりまして、かなり純然たる農村ですね。夕張メロンというブランドは使えないのですが、品種としては同じ夕張キングという、あの黄色いメロンをつくっているメロン農家と、それから、出荷量で日本一というのがありまして、これは種子バレイショ、いわゆる種芋の生産高でいうと、日本で出荷量一番の町であります。

ここで4年前、今から4年と3カ月ほど前に議会基本条例を初めてつくったわけですが、それまで議会基本条例という条例の概念そのものが存在しなかったわけですが、これが誕生したことをきっかけに、全国に議会基本条例の制定が広がりまして、ここの6月議会が終わったところまでで、114の議会が既に制定済みとなっております。37町村、11道府県、この中には神奈川県が含まれています。それから、66市、66市のうち政令市は3つで、政令市3つのうちの1つが神奈川県の川崎市になっております。また、第1号栗山町というのが、もちろん第1号ですから、非常に有名になったわけですが、2番目がどこだったか、2番目というのは、ある意味でかわいそうな立場なんですけれども、全国であるきっかけでオリジナルに最初につくったところは確かにすごいんですけれども、その後、しばらく後が続かなかったんです。2006年5月に栗山町、12月議会でも2つ、そのうちで、先に決めたのがどこだったかといいますと、湯河原町なんですね。しかも、湯河原町は、議会基本条例と自治基本条例をこのときに同時に制定して、議会基本条例と自治基本条例のセットで整備して、自治体の運営の基本を定めていくという、これをやり始めたのが実は同じ神奈川県内の湯河原町なんですね。

同じ12月議会に、もう一つ、都道府県議会としてトップを切ったのが三重県議会でした。広域自治体の議会の改革というのは、基礎自治体の身近な住民の皆さんから近いところの議会と違って、なかなか県民と県議会の距離というのは大きいわけですね。これが例えば横浜市に住んでいらっしゃる方、横浜市も広いですから、横浜市も神奈川区とか、あのあたりに住んでいらっしゃる方にとってみれば、神奈川県議会も近いかもしれませんが、恐らく秦野に住んでいらっしゃる方から言うと、県議会に傍聴に来てくださ

いと気軽に言われても、それは行けない距離ではないでしょうけれども、そんなに気軽に足を運べるという場所ではありませんね。

三重県も同じで、実は三重県は、非常に細長い、余り意識されていないんですけれども、電車で名古屋から15分ぐらいの距離のところから、ずっと南の伊勢志摩、さらには紀伊半島の熊野のあたりまで、熊野市というのも実は三重県です。もうほとんど紀伊半島の先端に近いあたりまで三重県ですので、この熊野のあたりの方が県議会を傍聴に行こうと思うと、高速道路がだんだん整備されてはきているんですけれども、3時間半から4時間車でドライブしないといけません。それだけ県議会に來いと言っても無理な中で、県民と議会の関係をどうつくるか。そして、県政の政策決定者としての議会をどうするかということで、意欲的な、そして、ある面では、挑戦的な議会基本条例をつくられています。挑戦的なという点については、後で、秦野市議会の議会基本条例との関連で触れたいと思いますが、地方自治法の規定に対する、規定というよりは、地方自治法の解釈に対する挑戦を1つ行いました。このこともあって、実は三重県議会も全国区で有名なんですね。栗山町、三重県というのが、実は議会基本条例では必ず紹介されるようになっておりまして、同じ町村議会であり、2番目であったということで、湯河原町議会は残念ながら、余り強くは宣伝されないといえますか、評判は広がってはいないんですけれども、かなり活発にいろいろな議会の活性化をされております。湯河原町ですとか、開成町あたりについては、県内でも注目株ではないかと思えます。そういうこともありまして、全国に広がっている中でも、実は、神奈川県は、割合に活発に動き始めている県の1つということもぜひ御承知おきいただければと思います。

現在、114ですが、先ほど132と調査の数字を挙げましたが、このうち、10ほどの議会が6月にもう制定を完了されましたので、恐らく120余りが制定の方針を定めて、今、検討中と。その意味では、ちょうどこの秦野市議会と同様に検討して、素案をつくった、あるいは、つくりつつある、そんな段階の議会が全国に100余りあるということです。これを合わせますと、恐らく来年の統一地方選のころまでに、自治体の議会の1割は突破するんじゃないだろうか。180ぐらいにはなってくるのではないかと思います。10あれば、そのうち1つは、議会基本条例を持っている時代がもう間もなくやってくるということでもあります。

さて、こういう議会の改革の広がりというのは、どこから生まれてきたんでしょうか。いろいろな先行した議会を見ておきますと、幾つか目立つ要因といえますか、直接的なきっかけというのがあったように思います。例えば、第1号になった栗山町ですけれども、背景としては、旧産炭地で、現在はかなり純粹の農村になっていて、人口1万4,000人ですが、面積は約200平方キロメートル、そして、余り山合いのところはございません。東に向けて山に上がっていきますと、実はもうすぐに夕張市になりまして、この山を抜ける国道のトンネルがありますけれども、国道のトンネルを抜けて、すぐもう夕張

市役所という位置にあります。

人口10万人の近隣の中心都市が急速に衰退していき、野心的な観光投資がうまく活性化に結びつかずに、財政が厳しい状況に追い込まれている。これは隣接の町としてはひしひしと感じておられると思います。そこに合併の構想が、平成の大合併の流れの中ですから、北海道の町村においても、町村合併の推進の動きがかなり明確に出ておりました。このとき、栗山町は、お隣は夕張市ですけれども、かつて10万人あった夕張市が、今は1万1,000人ぐらいでしょうか、実はもう逆転してしまっているわけですね、栗山町より少ないんです。2006年の議会基本条例のころは、それでもまだ2万人近い人口が残ってはおりましたが、急速に衰退していく夕張市に吸収合併されるわけにはいかないですね。泥船に乗り込むというと、大変夕張市には失礼ですけれども、その後、2006年に財政破綻が表面化をし、2007年の3月に正式に財政再建団体に踏み切ったわけですね。

そういう状況は、そこまで至らなくても、もう直前で見えておりました。北海道の地図について簡単に御説明しますと、夕張というのは、そんなに実はへんぴなところではないです。夕張市役所まで、千歳空港から恐らく車で1時間半弱ぐらいで着いてしまうんです。夕張のあたりは山です。その山の中に、山合いの谷間に炭鉱に入っていく坑道がありまして、そこからかなり深いところまで掘っていた。全盛期には、そこに三菱系の炭鉱と北炭の炭鉱があつてにぎわった町でしたが、そこから千歳に向けての方向は、少し平野が広がっておりまして、ここに栗山町もございます。その周辺に幾つか農村の町がありまして、この中に、西に行けば行くほど、千歳や札幌が近づいてくるわけなんです。千歳の側に近づいていきますと、自衛隊の基地、千歳の駐屯地があります。その周辺にもいろいろと基地があるんですけれども、そのうちの1つ、長沼町というところが合併の候補になり、もう一つは、札幌からバスや車で1時間で行ける、バブルのころには札幌の郊外の住宅地として、ある程度、人口もふえていた南幌という町がございました。そして、栗山町と由仁町という隣接をする農村地帯の2つの町、この4町の合併構想があつたんですけれども、これが札幌に隣接する町からは、我々は札幌の方を向いて、北海道のあたり、一番元気なエリアに、近いところにいるんだから、札幌の通勤圏として生き残りを図りたい。夕張側にある貧乏な町を背負い込むのは嫌だということで、合併反対派の町長が圧倒的な人気を得て当選されました。そして、基地の町である長沼町は、何も公的な施設のないところを背負い込むことはメリットがないと思われたのか、こちらも合併構想から抜けていかれてまして、結局、残った2町では合併のメリットは何も出ないということもありまして、いわば、条件のいい2町からひじ鉄を食らうことによって、合併による生き残りを否定されたんですね。

東を見ると、夕張がどんどん衰退していく状態も見えている。ここで、どうやって生き残っていくのかということを深刻に受けとめて、まずは財政問題を検討するところか

ら議会の改革が始まりました。その延長上で、議会が町民にこの状況をちゃんと伝えて、補助金をとってくる箱物行政のばらまきを続けていたのでは、もううちの町の財政はもたないんだということを伝えながら、合併しないで単独の町としてどうやって生き残っていくかということ町民と議会が一体となって検討していくような、そういう関係づくりへと発展していったわけです。これが合併できなかったことによって、議会改革が進み出した栗山町の例でありました。

同じようなことは、例えば、北海道の福島町という、青函連絡トンネルの、正確に言うと出口でもないところ、青函連絡トンネルに通常は電車のとまらない海底駅というのがございます。この海底駅が、でも、駅の施設がありますので、どこかの町の領域に入るんですね。これがどこに入っているかという、この福島町で、全国区で言うと、千代の富士がそこで誕生した。千代の富士の出身地ということで、横綱の里、千代の山、千代の富士のお二人の出身地というので有名なんです、大変厳しい状況にあります。海底駅、人が使わない駅はあっても、若干の固定資産税ということはあるかという、商店とかが入っていれば、最近、駅の中の施設にも固定資産税がかけられますけれども、これもありません。青函連絡トンネルの工事が何十年か続いていた間は、工事の地上基地があったことによってにぎわった町だったんですが、これが工事が完了すると、一気に人もいなくなり、これも人口2万人ほど最盛期にはいたと言いますけれども、現在は6,000人を割っているという状況になっています。ここもまた、単独で生きていかざるを得ないということで、議会が一生懸命生き残りをかけた政策の検討をやり始めた。

このように、合併ができないと、これは町が生き残れるのかどうかという話になってきますので、議会もおのずと危機感を持って取り組む、これが北海道の町などで、議会改革が非常に活発に一部で動き始めている1つの要素だと思います。

他方で、合併をしたことによって、議会が変わったところも幾つかあります。例えば、市議会として初めて議会基本条例を定めた三重県の伊賀市、あるいは、今年の『日経グローバル』という雑誌で、市議会改革のナンバーワン、そういうランキングで1位をとりました議会ですが、京丹後市、丹後ちりめん、有名な京都府の北の方の内陸といえますか、日本海側に近いエリアですけれども、過疎地であります。6町が合併をし、かつては100人近くいた議員、6町の議員を全部合わせますと、地方議員がそのエリアに全体で100人ぐらいいたんですね。これが現在、22名です。100人から22人という議員定数の削減を、もともとそのエリアに1つの自治体があった、1つの市があった場合に、こんなに過激な定数削減をやる議会はありません。しかし、市町村合併は、そういう事例を実はたくさん生み出しているんですね。同じエリアの中から100人地方議員がいた社会から、ある合併という時点を境目にして、これは在任特例を若干、数カ月、京丹後市もとったようですけれども、その在任特例が切れた瞬間に、100人から二十何人、議員密度で言うと4分の1にいきなり減ったわけです。これは地域社会と議員の関係性が

根底から変わるわけですね。4分の1に減るということを想像していただければ、それがいかに激烈かということは想像できるのではないかと思います。

こうなりますと、議員と地域とのつながりはどうなるのか。議員はこれからどんなふうに仕事をすればいいのか。100人いた時代、恐らくは、地域のことを世話をするのだという認識は非常に強かったんだと思います。地域の要望を町の役場に伝える役目が何といっても議員として一番重要な役目だと思っていた方が恐らくは多かったですね。しかし、その役目は、合併によって旧町単位でもって、地域の要望を吸い上げる行政のチャンネルは整備されました。他方で議員は、人数比で言うと4分の1に減りました。では、これからの議員は、各地域の要望を新しく、1つにまとまった市の市役所に伝えることが市議会議員の一番の役目だろうということを振り返ってみると、もうその役目は、旧町単位に置かれた総合支所を通し、あるいは、また、地域自治の仕組みを通して行われていくことなので、新しくできた市域全体をどのように発展させ、どのように1つに結びつけていくか、こういう観点から全体の代表としての議会の役割、あるいは、議員の役割というものを考え直し、作り直していかなくてはいけないという、そういう検討が進んでいったわけです。その延長上に京丹後市の議会改革があります。そして、議会基本条例を制定し、昨年、遂に『日経グローバル』のトップをとるということになったわけなんです。

また、改革派の、これまでとは毛色の違った市長や知事が登場しまして、これまでのように議会からいろんな要望は聞いて、それを反映できる部分については、市長が提案する政策の中にもう既に反映をして、そのかわり、支持してくださいねというような関係をつくることをやめてしまって、もう Manifesto を掲げて、有権者に約束した政策を実現するために、議案は議会に出してから、正々堂々と議場で議論しましょう。こういうことを例えば、三重県では、北川正恭さんが知事だったころ、そういう新しい知事のスタイルが誕生してきたわけなんです。

最近の例でいいますと、名古屋市ですね。名古屋市長は、地域の小さな自治、中学校区単位に地域委員会をつくって、そこにはがき投票ですけれども、選挙で選ばれた地域委員を、一般の市民がボランティアで地域委員会にゆだねる予算というのを市長がつけるらしいんですけれども、これの使い道、地域活動のための予算の使い道も決めていける、そういう委員会をつくる。Manifesto のもとで、市民税の10%減税をする、こういったことをやっていくというので、議会に対して非常に挑戦的に政策展開をし、現在では、全国にかなり伝えられているかと思いますけれども、秋になったら、あの大都市でちょっと大変ではないかと思いますが、三十六、七万人だったと思うんですけれども、有権者の三十六、七万人の署名を集めることができれば、議会のリコールが成立するんですね。議会を一たんやめさせて、選挙に持ち込もうと。そこに河村サポーターズという市長の政策実現に支持を表明している候補をたくさん擁立しようと、つまり、議

員の入れかえを市長が明確に意図をはっきりと打ち出していまして、このための組織づくりももう現にやっておられます。とはいっても、政令市における3分の1の署名というのは、果たして成功するかどうかはわかりません。ただ、いずれにしても、議会に対しては大変なプレッシャーがかかっています。これを従来型の受け身の議会、市長が提案してきたら、それを判断をしようとか、市長支持会派は、それをそのまま成立させることが私たちの役目ということだけやっていたのでは、もう完全に埋没してしまって、市長のいいように、あるいは、知事のいいようにされてしまう。やっぱりちゃんと議会も議会として政策をつくり、議論をして、ちゃんと対抗していかないと、議会の存在意義が問われるという状態に追い込まれたわけなんです。

それにかかなり意識的に、そして、頑張っって対抗していったのが例えば、三重県議会であり、そして、まだちょっと議論が荒いところがありますし、板についていないなど感じる場面もありますけれども、それでも名古屋市議会は、去年春ですか、河村市長が誕生したのは。その後、矢継ぎ早にマニフェスト政策が提起され、少数与党といいますか、もともと民主党の国会議員から行かれましたから、民主党は残念ながら過半数を押しえていない議会です。自民・公明で過半数なんですけど、しかし、再議決ができる3分の2にはなっています。その中で、一般的な自治体ではなかなか見られない再議というのを連発されるような関係の中で、どんどん議会改革が進み始めました。基本計画の議決事件への追加ですとか、予算編成過程について、それから、議会基本条例も決めましたし、常任委員会で定例会ごとに一定数の市民のスピーチの時間を持っている。委員会の冒頭で、常任委員会それぞれについて、その常任委員会に関連するテーマについて自由なスピーチを一定の時間、市民がやってよい。これまでの名古屋市会からは考えられない、戦前の5大市以来の、恐らく看板にも、横浜市会と同じですけども、「市議会」と書いていない5つの議会があるわけですね。これはもう戦前の大都市議会として、そのプライドも持っていると同時に、逆に、こういう言い方はちょっと語弊があるかもしれませんが、大変偉い議会なんですから、普通の市民が入ってきて、議場でしゃべるなんていうことは考えられないという感覚がありました。これがもう、河村さんの直接民主制的なことがどんどん進み始めると、市民参加の場は市長のところだけではない。行政だけが市民参加の場ではなくて、議論の場である議会も市民に開かれていますよということを示していかなくちゃいけないということで、全国の議会でも、まだかなり例を見ないような改革といいますか、やり方にも邁進していつているわけです。

次の課題は、市民が話をした、スピーチをしたら、それを議会はどう受けとめて、それに対して何をするのかというところが明確になると、恐らく次のステップに進んでいけるかなと思います。いずれにしても、市町村長や知事からの刺激によって議会が変わり始めるという例があるということでもあります。

いずれにしても、議会の在り方への危機感が何らかの形で出てきたところです。ここ



でまず、議会改革が動き出したということではないかと思えます。そして、議員定数の半減と報酬の半減を公約しているのは、何も河村市長だけではありません。現に、ことしの春に選挙がありました山口県防府市では、現役の市長が再選出馬をしたときのマニフェストの中に、議員定数半減と議員報酬半減を堂々と盛り込み、圧倒的な支持を得ました。その項目だけが得たわけじゃないんですけれども、その市長が圧倒的な支持で再選されております。市長の立場から言うと、自分のマニフェストの中に入っていて、圧倒的多数に支持されれば、これを実行していく責任を負っているんだということになりますから、防府市議会に対しては、定数削減、報酬半減ということが提起されてくることが予想されております。

さらに、過激も度を越すとちょっとという感じはありますけれども、鹿児島県の阿久根市までいきますと、定例会の招集をもうしないといいますか、議会を招集しないと宣言した上で、専決処分で、議会の議員の報酬を議会活動に出た日当制にして、日当1万円に変えたんですね。これはだまされないでくださいね。日当1万円というのは、招集されて会議が開かれれば払われますが、招集されないということは、日当があるように見えていますけれども、ゼロにしたら、地方自治法に議員に報酬を払わなくてはならないと書いてありますから、違法になる。余り違法行為は恐れない市長だと思いますけれども、でも、さすがにそこは整合性をとったのか、一応日当1万円にしましたけれども、4月の臨時議会が終わった後、6月定例会は招集されずに終わりました。今、市長は、招集をするというそぶりも見せておりません。副市長の任命の承認議決という、本来、団体意思の決定ではないので、専決処分の対象にならないことまで専決処分したと言い張って、勝手に副市長の任命をしてしまいました。という状況にありますけれども、遂に無償奉仕の議会が世の中には誕生したわけですね。

これに対して、市民は怒っているかという、いや、ちょっとこれは行き過ぎだろうという人がさすがに出てまいりましたが、怒っているかという、そうでもないですね。市議会に対する不信感は、残念ながら、非常に根強いものがありまして、そうは言っても、あの人たちを応援する気にはならないという人が結構多いようなんです。とはいっても、もうこの状態は、議会が不信任の議決ができませんので、議会は開催されないと議決ができませんから、招集されない議会は、実は存在しないのと同じことになってしまっていて、どうにもならないです。もちろん、事実上の政治的なデモンストレーションとして、議会の議員の皆さんが集まって、本会議場で例えば、決議を上げる、これは公式の議会の決議ではないけれども、議員としての事実行為としての決議を上げることならばできると思いますが、残念ながら、どうもそういう覚悟はないようなんです。まだおやりになっていません。6月議会が流れて、7月ももう終わって、8月に入りましたけれども、そういう動きはありません。

周りの九州のほかの自治体の議会の方が危機感を募らせております。こういうことで

よれよれになっている議会ばかりでは、議会の存在意義が問われるんじゃないかということで、うちならばどうするか、本気になって議論を始めているところが近隣には出てきております。これは、秦野市長さんがこういう人だとは全く思いませんので、その意味では安心していいかもしれませんが、しかし、そういうことに対して、少なくとも政治的にきっちりとした対応ができない議会が市議会の中にあるということに対しては、ぜひ人ごととせず、もちろん他山の石として、少し危機感を持って対応を、直接の対応というのではないわけですが、考えていただければなと思う次第です。

ところで、なぜ議会基本条例だったんだろうかということなんですけれども、これは、1つには、議会はこうですよということを示すんですけれども、それはどういう意味を持っているか。主権者であると、地域主権改革っておかしいとか言いながら、こういう文脈では自分でも使ってしまうことに気がつくわけですが、選挙で代表機関を選び、自治体の運営を代表を通して行っている住民自治の主役である住民からとっているのと、自治体を代表機関にどういうふうに運営してもらうか、これを通して住民自治を実現していくわけですから、参政権を通して自治体運営を行っているわけです。参政権というのは、政府の運営に参加する権利であって、基本的人権の中の自由権ですとか平等権などと並んで、非常に基本的な権利の1つです。この権利をじゃあ、具体的に、議会はどのように議会活動を行うことによって、住民にその参政権を実質的にどういう達成を保障していきますか。住民に対する権利の実現を議会が約束しなきゃいけないんですね。住民の意思によって自治体を運営しますよという約束は、住民の権利を保障するという意味合いを持っています。その意味での権利保障の約束ですから、これは、国で言えば、憲法の権利の保障に相当する、自治体で言えば、憲法はつくれませんので、自治体としては基本条例という名前で、自治立法である条例の一種として権利保障をしていくにふさわしいものではないか。住民は、住民自治の主役であると同時に、地方自治体という国からは独立をした法人である団体、これを通して自治を行っていく。これが住民自治の原則と団体自治の原則という、憲法の地方自治の本旨の具体的な内容として長年の定説になっている2つの原則ですが、この2つの原則が一致する場所がどこか、一体化する場所がどこかというところ、市議会にほかならないわけです。

市議会の権限はいろいろありますけれども、一番重い権限は何といっても、地方自治体という団体の意思決定ですね。予算の決定、条例の決定、あるいは、団体としての命運を決するわけですが、合併するときは、合併するという決定、これは議会ではできないわけです。

もう少し小さい、日常の業務の中の執行権の運用上の決定というものもあります。少額の契約は議会の承認なくできますし、実際に予算の承認を一たん議会から受ければ、その範囲内の金額で会計の執行をしていって、売買契約を結び、お金を支払ったり、受け取ったり、もちろん、そういう意味で、小さい決定事項は日常的に多々ありますが、地

方公共団体としての大きい決定事項は、自治体の意思決定を議会によって行うんですね。これが議会の議決権の一番主要なものになります。これは住民代表の合議体で、団体の意思決定をするということで、住民自治と団体自治がここで一体となるわけです。

その一体となるのは、どのように一体としますかということに約束するのが議会基本条例で、その基本条例は、もう一つの意味合いとしては、我が町の議会はこんなふうに活動します。こんな議会になります。あるいは、こんな議会なのですからということに約束をし、宣言をするわけです。これが住民に見えやすい議会の在り方の宣言であり、言い換えれば、議会のマニフェストに当たるもの。選挙で示される、議員や会派のマニフェストではなく、議会という機関が住民に対して、私たちの町の議会はこんな議会です、このように活動していきますという約束をする、これが議会基本条例だというわけがあります。そして、議会がルールを定め、宣言をするときに、最も重い宣言の仕方、ルールの定め方というのは、規則ではなく条例だと。憲法にもある自治体立法として一番重い条例という法形式で確定するのがふさわしいと、栗山町議会は最初に考えたことなんです。

このようにして、議会基本条例が誕生してきた。その流れが一方にある間に、国の方では、自治体の制度をめぐる改革の動きが、ここ1年ほど急に展開をし始めたところがございます。地域主権改革の中で、地方自治法の抜本改正という検討が、ことしの1月に総務省に置かれました地方行財政検討会議の中で、かなり具体的な、そしてまた、これまでの地方自治法を前提にすると考えられなかったようなメニューを想定して議論が始まっているわけがあります。ただし、これは、これまでと全然方向性が変わって、新しい方向が打ち出されたのかということ、そうではありません。90年代の半ばに始まり、2000年4月1日に分権一括法の施行を通して実現が始まっている第1次分権改革の流れのさらに延長上にあると、その意味では、方向性としては変わるものではないと受けとめることができます。

さて、第1次分権改革ですけれども、これは言うまでもなく、機関委任事務制度という自治体の行政を国の出先の行政機関として使って、国の事務を行うという仕組みが撤廃されたところに一番大きな変化がありました。これは、国の行政権の執行を自治体行政にゆだねるので、大臣の命令に従って仕事をしてもらわないと困りますよという仕組みが2000年3月31日まであったわけです。その領域については、自治体の住民代表の自己決定である、議会の議決が関与をしてきては困るので、条例制定権は機関委任事務には及ばないという、これが定説でありました。もちろん、地方自治法第96条第2項にある議決事件への追加も、当然ながら、機関委任事務に関する議決ということはできない。これは現在でも、実は法定受託事務については、議決事件にできないとなっているわけですが、ただし、これは、現在、既に国会に上程され、参議院を通過して、今、衆議院で審議中の地方自治法の改正案の中で撤廃される提案が、既に閣議決定の上で国

会に上程されております。順調にいけば、近い将来に、法定受託事務まで議決事件の対象にできるということになるわけです。この流れの第一歩は、10年前に切られているわけでありませう。

国の行政の一貫性を担保することが一番大事で、自治体の仕事について、住民意思による自己決定ができることは、その次に位置するというのが、残念ながら、1947年に地方自治法がつくられ、2000年の3月31日まで機関委任事務が存在してきた間の自治体の組織の現実でありました。これが執行権が圧倒的優位という事態をもたらした1つの要因であります。しかし、これがなくなったわけでありませう。議会の議決権は、法定受託事務を含めて、条例であれば、現在でも法定受託事務について、独自のローカルルールを設定することが可能です。つまり、住民意思による自治の自己決定は、自治体のやっている仕事全部をカバーするという仕組みに既になっているわけだ。国の行政の一貫性以上に、自治体の仕事における自治の決定の一貫性というものを優先する考え方に、既に転換しているわけだ。

ただし、これの担い手がだれであったかということについて言えば、この10年のうちの少なくとも前半戦においては、ローカル・マニフェスト運動などを通して、やはり知事や市町村長を担い手とする自治の自己決定、住民が選挙で選びとったマニフェストを実行していく、それが知事や市町村長の一番重い責務なんだという考え方による改革派の首長が活躍をする時代を迎えたわけだ。ただし、その中からは、やや暴走ぎみの首長も出てまいりました。まさか法律を乗り越えていく人が出るとは思っていませんが、らつ腕を振るう中で、ちょっと踏み外した人は2006年前後にも何名かいらっしやって、現職の知事さんたちが何名か、前回の統一地方選のしばらく前に続々と逮捕されて、退場を余儀なくされた、これは記憶に新しいところでありませう。福島県知事や和歌山県知事など、それなりに高く評価をされていた知事さんたちがこういう状況になってきました。

また、議会の中からも内発的な活動も盛り上がってきたということもありませう、現在では、首長中心主義から、本来の2つの代表機関がちゃんと住民意思を体現して、切磋琢磨しながら、活発に自治体の政策を決めていく、それが期待される時期を迎えているわけだ。それを国の附属機関であります第29次地方制度調査会、昨年6月に議会や監査などを中心に答申を出した国の審議会でありませうけれども、ここの審議会においても、議会による自主的な改革というものに対しては、非常に積極的な評価を与えているわけだ。議決事件の追加の制限を外そうという提案は、ここから具体化してまいりました。これがこの春に閣議決定をされた、この春の通常国会に提出されて、継続審議で現在の臨時国会でも審議中の地方自治法改正案になっているわけだ。この中には、定数の上限の廃止、あるいは、基本構想の策定義務の廃止など、いろんなことを一々法律が一律に規定するというのをやめようと、自治体の自己決定にゆ

だねようという地方自治法の改正の提案が生まれているわけでありまして。そして、条例等を決めることによって、議会が自主的に改革を進めていくことを評価し、促進するような要素を持った答申になっております。

その中で、議会基本条例については、非常に強い是認といたしますか、それを推進する方向性が示されております。議会の活動理念とともに、審議の活性化や住民参加等を規定した議会基本条例を策定するなど、従来の運用の見直しに向けた動きが見られるところであり、引き続き、このような自主的な取り組みが進められることが期待されると、議会基本条例を非常に高く評価しております。また、従来、議会が議決すべき事件は、条例を定めることによって、任意に追加をすることができたわけでありまして。第96条第1項に、法律によって決められている議決事件が列挙され、第96条第2項に、条例によって追加することができるとなっているわけでありまして。

ところが、従来、この条文の解釈のときには非常に、恐らくは意図的にミス・リーディングな解説がなされていまして。議会の権限は、自治体行政、あるいは、自治体の長、首長の権限とは違って、制限列挙、あるいは、限定列挙ですよという説明がなされていまして。ちなみに、首長の権限は概括的に定められていて、明確に列挙されていなくても、自治体にかかわる、その地域にかかわることであれば、何でもやっていいわけです。そして、自治体そのものは、地域における総合的な行政体として指定されておりますから、言ってみれば、何をやってもいいんですね。地域の公共事務として必要だと考えることは、何をやっても構わないのが日本の自治体の権限なのですが、議会の権限は、法律や条例で明記されたものに限定されます。こういうことなんです。

注意していただきたいのは、限定列挙、制限列挙というのは、そのとおりなんです、第96条第1項が制限列挙しているのではありません。第96条第1項と第2項を合わせて制限列挙しているんです。よろしいでしょうか。法律で制限列挙するものは、法律に掲げます。それ以外に、自治体が追加したい場合は、概括的にではなくて、ちゃんと条例で明記して権限を定めなさいということなんです。つまり、第1項と第2項、法律事項と条例事項を合わせて制限列挙だということなのですが、解説をさらっと読むと、法律で限定列挙されていて、それ以外は原則としてはだめなんだけれども、どうしてもやりたかったら、条例を定めてくださいと。ただし、執行権を侵害しないように慎重にやってくださいねと、こんな感じの解説がついていることが多いです。

これを素直な方が読むと、ああ、やっぱり議会は慎重にしなくては、どんどん議決権を拡大しちゃいけないんだなと思っちゃうんですね。これは誤解ですので、よく読むと、いけないよとは決して書いていない。これはやっぱりプロの自治省の官僚が書いていますからうそは書かないですね。でも、何となく積極的に使うんじゃないよとニュアンスで書かれていることが多かったんですが、これが変わりました。ニュアンスのことですから、法的には何ら変わっていません。以前からこのとおりなんです、法律で決めら

れているものは必要的議決事件です。必ずやらなくちゃいけない。条例で決めることができるのは、決めるかどうかは自治体の任意。ですから、必要最低限が第1項で、任意に追加できるのが第2項で、合わせて制限列举ですという説明に現在では変わりました。

そして、よく話題になるのは、法律が首長に策定を義務づけた行政計画の決定に際して、あらかじめ議会の議決を経て定めなくてはならないとすることができるかどうか。条例をつくとすれば、そういう決め方になります。何々法によって首長が定めるところとされている何々計画を策定するに際しては、あらかじめ議会の議決を経なければならない。地方自治法の現在の基本構想の策定、地方議会の議決を経て定めなくてはならないということになるわけですが、法律が行政計画の策定を義務づける場合、どのようになっているかという、知事や市町村長はこれこれに関し、こういう観点から何々計画を定めなければならないと義務づけているわけです。法律が首長に義務づけた権限を議会が縛れるのかという議論をする方がいらっしゃいます。これは、地方自治法に今、触れましたよね。地方自治法で、基本構想の策定が義務づけられています。地方自治体に義務づけられているということは、地方自治体の行政計画の一環として定められていますから、これは執行権の責任者である首長が定める行為自体、しかし、それが地方自治法によって市町村長に策定が義務づけられているんですが、その策定に当たって、その当該市町村の議会の議決を経て定めなければいけないと、法律自体でもそういう制度設計をするものがあるわけです。条例が同じことをやって、違法だということは全くありません。

しかし、マニフェストを実行していくのは基本計画なんだから、議会は口を出してくれるなど、正直に河村市長はおっしゃいました。当然、基本計画まで、例えば議会が議決をするんだとか、介護保険事業計画についても議会が議決するんだということになってくると、説明だけではなくても、ちゃんと賛成多数で議決をしてもらうように、いろいろまた働きかけたり、説得をしたり、説明したりという手間がふえますので、心情としては、市長さん、知事さんとしては、余り歓迎したくはない部分があるのは確かだと思います。

その意を呈してということもないんですけども、非常に強い執行権というものが自治体の行政にはありますから、この執行権の運用をいたずらに侵害してはならないというニュアンスで、これは違法だという議論を立てる人がいるわけでありまして。執行権の運用の中に、確かに専権事項になっているものがあるんですね。予算の調整です。調整という自治法の言葉を使いましたが、普通の言葉で言えば、予算編成権は市町村長や知事の専権事項であって、予算編成をして、予算を議会に提出することができるのは首長に限られております。そして、議会の修正権は判例上も確定しておりますけれども、予算編成権を侵害しない範囲という制約をかけた判例が一応確定しているということで、無制限に修正権があるわけではない。専権事項としての予算編成権がある以上、その専

権事項に議会が踏み込んではいけないということが現時点での地方自治法解釈としては定着をしています。ここにひっかけてくると、計画というのは、いずれ予算化されることを普通は前提としますね、ゼロ予算事業は別として。多少はゼロ予算の事業もあるかもしれませんが。基本的には、いろんな計画事業はほぼすべて予算を伴います。ということは、計画に口を出すということは、予算に口を出すことだから、予算編成権を侵害する、最近、河村市長がおっしゃっていることです。この6月議会に名古屋市議会が、名古屋市の基本計画を修正議決したんです。これを予算編成権の侵害に当たるからということで、再議にかけるということになっておりますけれども、その考え方でいけば、計画に口を出すことは全部、予算編成権の侵害ということになって、議会としては一切口出しができないと、極端に言えばなってしまうわけなんです。

それでいいのかということですが、そんなことはありませんよということを国の審議会が明確に述べているわけです。「各地方公共団体においては、中長期的な地域の課題を議会で議論するため、総合計画やその他の法定の計画を議決事件として追加するなどの取り組みが行われており、このような手法によって、一層議会の審議の活性化が図られることが期待される」と明言されているわけです。こういう中で、地方自治法の改正の検討が今、始まっているわけですが、議会と首長の権限の配分、相互関係も含めて、自治体の基本構造にももっと自由度を持たせようという、そして、その自由度の範囲内から議会、あるいは、住民投票で各自治体ごとに選んでいこうという考え方に転換しました。地方自治法はこれまで細かく決め過ぎだったから、全国一律に200人の青ヶ島村から360万人の横浜市まで、基本的には同一の、単一の制度設計でやっている。これをもっと自由にしようではないかということになったわけなんです。その中に、二元代表の相互関係をどう変えていくかということも含まれているわけでありまして。

これについては、既に地方行財政検討会議の第1分科会というところから、2つの方向性が打ち出されています。1つは、議会がより深く執行にかかわるような選択肢、それから、もう一つが、議会と執行の分離をさらに徹底するという選択肢であります。この議会がより深く執行にかかわる選択肢という中に、橋下大阪府知事が提起されていまず議会内閣制という制度も一応検討の俎上にのぼっているわけです。現職の議員を議員としての身分を保ったままで、大阪府では副知事とか局長などに任命する。市であれば、副市長や部長に任命して、行政執行権の一翼を担ってもらう。国の各省の大臣が議員でありながら、行政権の運用に携わるようなイメージで内閣と呼んでいるわけです。ただし、国の行政権の運用は、国会の指名を受けた内閣総理大臣を補佐して、各省の行政を国会議員を中心とする内閣の構成員である大臣が担当している。そして、この内閣は、だれに責任を負うかということ、間接的には、国民にももちろん責任を思うわけですが、直接的には、国会に対して連帯責任を持っているわけです。国会が国民代表の機関であり、その国会が行政の責任者を指名して、その責任者に組閣をさせる。この組閣さ

れた内閣が行政権を運用していくけれども、その途中で問題があれば、場合によつたら不信任の議決がされて、総辞職になったり、不信任、それから、解散、ただし、解散した場合も、次の衆議院の特別会が開かれた段階では一たん総辞職をしますから、いずれにしても、内閣総理大臣は選び直しになります。

こういう国会を通して、代表機関が1つしかない制度設計が国の議員内閣制なんです。自治体の場合は2つの選挙があります。市長は市長の選挙で選ばれており、議員は議員の選挙で選ばれていて、これは別の選挙であり、自治体によっては別の日に行われている。そして、議員は、まず何よりも直接議員として選挙で選ばれたことによって議員ですから、有権者に対して直接の責任があります。この責任を果たすことは、議員さん方の当然、一番重い責任であるはずですが、さあ、執行機関に入って、副市長として、あるいは、部長として行政を執行しようとするとうどうなるかということ、これは執行権の責任者は市長ですから、この市長さんに対して責任を負わなければいけませんね。負わなかったら、これはルール違反ですよ。執行権の責任者に対して責任を負わないで、執行権の運用の仕事をしたら、これはやっちゃいけないことです。執行権は市長にしかないので、その市長の執行権の責任は、市長が選挙によって有権者に対して負っているわけです。

さあ、このとき、市長とは独立した選挙で選ばれた議会は、市長が提案する政策の是非を判断し、予算の是非を判断し、政策の執行の結果をチェックし、評価し、必要ならば、政策を変えるという意思決定をします。競争的な立場というか、チェックをする立場から、行政の執行を見守らなくちゃいけない。この立場にある人たちがその執行の現場当事者でもあるという制度設計は成り立つんでしょうかということが問題になっています。

実は、この月曜日に、三重県議会の議長が大阪府に殴り込んでいって、殴り込んでいってと物騒な言い方をしましたが、三重県議会の議会改革シンポジウムを大阪市の中心部で開きまして、橋下知事もパネリストで呼びまして、逢坂首相補佐官もコメンテーターとして呼びになりまして、直接対決を繰り広げました。この場では、いろいろと議論になりましたが、有権者への魅力度で言うと、やっぱりさすが橋下さん、アピール度が強いですね。しかし、制度設計の理屈の上で言うと、ちょっとでも危ういねという感じの展開論でした。ただし、これはまだ検討の議題にのぼったままですので、議員の皆さんとしてはぜひ注目をしていただきたいです。

ただ、逆方向の改革案もあるということには、ぜひこちらにも注目をしていただきたいです。どういうことか。分離を徹底するという選択肢の中にはどんなものが入っているか。分離を徹底するとすれば、政策をつくって、執行権の責任者に支持を出すところまでは、これまで以上に議会の権限が重いのだ。これまで以上に徹底して議会の専権事項と考えるんだという制度設計になります。これを最も徹底しますとうどうなりますかと



いうと、先ほど言いました予算編成権の専権事項が 180度裏返ることになります。予算編成権と予算条例の議案提出権は、議員のみにある。よろしいですか。議会ないし議員のみにあるという制度設計が、まずは関連する外国の制度設計としてですけれども、論点票の中に、この7月末の第1分科会の検討資料に出てきております。皆さんはひょっとすると、何年か後になると、秋ごろから予算編成のヒアリングを、各要求部署を例えば、予算委員会をつくって、その分科会を常任委員会ごとを起こして、その分科会に要求部門から予算要求の説明を聞く。そこで、皆さんはそれを聞いて、今、財政課の職員がやっている査定作業をするということになるのかもしれないです。もちろん、いろんなハードルがあると思いますし、それを実現しようと思うと、現在の財政課の人員の大半を議会事務局に移管してくるような制度改革も必要になります。当然、そうじゃないと、予算というものをちゃんとつくり上げていって、歳入歳出、プラスマイナスが合っていて、細かいところまで計数が計算されているものをつくるという作業は膨大なものですから、もちろん、それをやるための事務的な体制は必要です。

ただ、これが政府の地方自治法改正の検討をしている機関に、現に素材としてそういう制度案が資料として出ているということは、ぜひ覚えておいていただきたいですね。これは執行と分離の徹底の中から出てくる選択肢です。

そして、もう一つは、議員の在り方に直結するものになります。議員とは何者か。地域社会の縮図として、そのままの縮図になっていますかという問いかけをしています。例えば、女性の比率、地域社会ではおよそ半分、議会の中ではおよそ半分というところは決して多くはないわけであります。きょうの顔ぶれを拝見しましても、実は、全国の中では、女性議員の少ない部類には入りませんが、もちろん、トップでもありません。トップは大磯町の議会ですけれども、ここは全国で唯一女性の方が多い議会です。ただ、そこを除くと、特に九州地方とか東北地方の町村議会を見ますと、女性が1人か2人いらっしゃるのがせいぜいで、ほとんどいらっしゃらないところが多いですね。年金との第2種兼業という議員が多い、大半を占めているというのも、そういう地方の町村議会の典型的な姿です。

町の中自体も、こういう都市部よりももっと高齢化は進んでいるかもしれませんが、年齢層、それから、出身の職業構成等を考えたときに、明らかに地域社会の縮図ではないわけであります。これを変える必要があるんじゃないかという議論も行われていて、既存の制度を変えるという枠を越えた検討が今、現に行われています。

既存の制度の何が問題だったか。橋下知事は、マニフェストで掲げた約束を有権者のために実行しようとしているのに、議会が足を引っ張るからなかなかスムーズにいかない、これを変えてほしいということをきれいな言葉を使いますが、本音ではそういうことをおっしゃっています。この発信力に対して、議会側からの発信力は、残念ながら、極めて弱いわけであります。

議会のミッションは何かということを改めて有権者にまず積極的に伝えなければ、責任を負わない評論家的な立場にいて、チェック機関だって、きれいなことを言うけれども、知事や市町村長の足を引っ張っていけば、仕事をした顔ができる、議員は気楽でいいよねと、現に月曜日に、壇上で橋下知事はそういう種類のことをおっしゃったわけです。その場でも、実は予算編成権、引き受けるというなら、きょう差し上げてもいいですとまで彼は言っているんですね。もう三重県議会の議長はわかりました、即日でも受け取りますと。大阪府知事が投げて、三重県議会が受けても、そうはいかないんですけれども、また、法律を変えないことにはそうはいかないわけですが、そのとき、三重県議会はそう言うだろうというのは、予期しながらしゃべっておられるんですが、当日は600人近い聴衆の中、400人以上は地方議会の議員さんたちだったわけです。皆さんの議会でもそのように宣言できますかと挑発されているわけですね。それは、今は財政が厳しいですから、あれしてほしい、これしてほしいという要望が議員からはたくさん出てきます。市民からも出てきます。でも、大抵について、それはできませんと言わざるを得ない。これは大変つらい話だし、不人気になるし、相手は不機嫌になって帰っていくんだけど、それは皆さんやってくれるんですね。それでもやりますか。三重県議会の議長は、それでももちろん、それをやらなければ、議会の役割は果たせませんとおっしゃるわけですが、さあ、全国の議会でそれを宣言するところがどれだけあるかということが問われているわけです。

そのとき、議員は何者か。どういう趣旨で何者かと言っているかということ、専門のプロを目指すのか、一般の市民社会の縮図として、アマチュアがボランティアとして地域の公共的な意思決定に携わっていくのか、さあ、どっちだ。これも今は、割合にどちらつかずといただきますか、あいまいにして、現状を済ませている。都道府県議会や政令市議会の議員は恐らく専門型がかなり多いと思います。市議会でも、若手の現役の人で、特に勤め人をおやめになって出られている方は、専門の方が結構多いんじゃないかと思いますが、町村議会では、専門でやったら、ワーキングプアになってしまいます。何らかの兼業でないと食べていかれません。恐らく生活保護よりちょっと上ぐらい。

笑えない話ですけど、町村議会には供託金制度がありませんので、かつ、担い手が少なくなってきたので、ある町議会で、次の選挙はどうも無投票になりそうだねといううわさが町に流れ始めたところ、生活保護を受けてらっしゃる方が立候補説明会においでになったんですね。生活保護費よりはさすがに議員報酬の方が高いんです。求職活動をしないで済むようになるということなんですね。これが町村のあるところでは現に起こったことで、そういう状況の中で、それでも頑張っている多くの議員さんがいらっしゃるわけですが、それに対してもなお、何で毎日行っていないのに、年間何十日という開会日数なのに、会議の開催日数で言うと、市議会でもやっぱり100日はちょっと切る日数ぐらいではないでしょうか。常任委員会の閉会中に活発に活動されていれ

ば、もうちょっと多くなってくるかと思いますが、それでも常勤職の職員よりは、少なくとも役場に来る日数ははるかに少ないですね。何でフルタイム並みの給料なのか。町村議会の議員さんの報酬は、フルタイム並みとは言うけれども、初任給ぐらいですよ。50代、60代、あるいは、50代で教育の真ただ中のお子さんを抱えてらっしゃっても、初任給並みですよ。でも、高いと言われるんですね。それは、議員の仕事ぶりが見えていないからであり、また、フルタイム専業でそこに携わるから、これだけの仕事をするから、それに見合った報酬はいただけないと食べていけませんよという関係を多くの有権者の方は認識されていないからですね。こういうことをちゃんと伝えていくということも、議会改革の1つの要素ではないか。

そうでないと、何となくイメージで、ボランティアというと美しいですから、無償のボランティアで、市民みんなで支えましょうというけれども、その担い手って本当に出てくるのでしょうか。そして、そのボランティアとして、休日や夜間だけで、市の仕事というのは非常に幅広いですね。世界的に見ても、基礎自治体がこれだけ幅広い業務を行っている国は例がありません。それだけ幅広い権限を持つ自治体の議会において、余り権限の幅の広くない、例えば、アメリカの基礎自治体のボランティア型の議員と同じような働き方が現に可能であるのだろうか。こういったことも検討しなければいけないわけですが、議会を実際にやっている側からの発信が出てこない、これには迫力はもちろん出ないです。当事者が、議会はこんな仕事をして、こんな責務を担っているから、こうでないとできませんよということを強く発信しないと、やはり現実を知らない、イメージだけの議論が受け入れられやすく、財政難の時代ですから、議会にかかる経費が少しでも減るとなると人気が出てしまうわけでありまして。これをどう変えていくかということが問われております。

議会のミッションを非常にわかりやすく説明してくれているのが栗山町議会であります。栗山町議会の基本条例の前文のこの一節は、非常に有名になりまして、これこそ合議体という代表機関だ。つまり、複数の代表がいて、議論をする場が代表機関だということの意義を非常に雄弁に物語ってくれているのではないか。「自由かつ達な討議をとおして、これら論点、争点を発見、公開することは討論の広場である議会の第一の使命である」。議決よりもなお、討議過程を通して、論点や争点を発見、公開することに意義があるんだということを述べているわけです。これは個別の議員や会派だけでできることではなく、議会という集合体、合議体全体として、そこで真剣勝負の議論を闘わせるからこそ、論点をはっきりし、争点が見えてきて、私たちの町の課題は今、何か。どこに選択肢があるのか。どんな考え方の違いによって、どちらを選ぶかが決まってくるのか。これは議会で本気の議論をされればされるほど明確になり、それが住民にも伝わっていくわけでありまして。

何となく根回しをして、全会一致なり、全会一致ではないけれども、圧倒的多数の会

派の支持を得られて、余り本気の議論なく、まあ一応粛々と質疑はするけれども、討論の通告は反対派から1人しか出なかったというような状況の中で、粛々と議決をしてしまいますと、どんな論点を確認して議決したんですか。どうも質疑だけ議事録で見ると、いろんな疑問点があったんじゃないですか。これは解消されましたか。一応委員長報告は、これこれの論点も出されたが、これこれこういう答弁もあったところであり、こういう面では問題がないものと確認をした。以上をもって提案どおり可決すべきものと委員会としては決しました。住民から見ると、何となく無傷に通そうという方針があったから書いたのかなと読めるような場合も時にはあります。論点が見えていない。ということでは、議会は仕事をしましたかと問われたときに、堂々として、これはこの議事録を見てくださいとは、なかなか言いがたい場面があるようであります。

これをやらなきゃいけないということなんですが、やらなきゃいけないということを実感させられるきっかけになったのは、栗山町の場合は議会報告会でした。議員による個別の議員活動報告ではなくて、議会という組織全体として議会の報告をする。そんなことは可能なかなと思われる方もいらっしゃると思いますが、先ほど申しました。どんな論点が出て、賛成派は何を主張し、反対派は何を主張し、それが結果的には、どんなところで考え方の違いがあるのかということがどう明らかになった上で、何対何で決着をしたのか、このプロセスを説明していくと、ああ、なるほど、こういう議論が尽くされた上で、それでもなお、例えば、栗山町議会で最近、多いんですけども、7対5で可決されたとか、否決された。栗山町議会は議長さんを入れて13名、残り12名なんですが、最近では7対5の議決が結構多いんです。現在、会派制はないんです。以前は、徹底して議論をして、できるだけ全会一致を目指して議論を尽くすのが私たちですとおっしゃっていましたが、最近では論点をはっきりして、それで徹底して自由討議をやった後は、もうそこで決めざるを得ないので、多数決でお決めになっています。非常にぎりぎりのところですよ。6対6になったら議長も採決になるわけですが、最近では7対5が多いです。

このプロセスを見ると、自由討議のところを通して、賛成派の議員と反対派の議員のどこが分かれ目になっているかというのがよくわかります。議会報告会に行くと、その論点を示した上で、こういうことで結論はこうなりましたと説明されるわけです。なるほどねと。自分が期待したのと違う結論だけれども、それだけそういうふうに議論をしてそう決まったのなら、仕方がないねと、多くの、反対派の町民の方でも、議会の結論と逆の立場の町民の方でも割合とそういう判断なんです。議会はよくやっていると。結論は残念だったけれども、よくやったということはわかる。そうやって、いずれは決めなくちゃいけないのが自治体の意思決定なんだから、よくわかる。だから、不満だけれども、納得はすると、こういうわけですね。

これができるかどうかということは、議会報告会で鋭く実は問われるわけです。住民

から見ていろんな疑問があることを、必ずしも疑問が晴れたと住民の方が思わないのに、議会がぼんと決めちゃったということになりますと、何であれで議決できるのと、議会報告会では必ず追及されます。論点を尽くして議論をしていれば、そこで、何で納得したのかというときに、こういう議論を尽くした上で、何人の議員はそれで十分だと判断をそのときにしたんだということが伝えられますが、多数派が根回しによってでき上がっていても、賛成多数で可決することが決まっているから、粛々と決めましたでは説明がつかないわけですね。

これを問われる場に立って、何度も議会報告会をやっていると、真剣勝負の議論をし、質疑では論点といいますか、疑問点を徹底して明らかにすること。自由討議では、賛否の論点をはっきりと戦わせることをしておかないと、どっちに結論が出たとしても、後で説明がつかなくて苦勞をする。だから、議会の審議の質が上がります。こういうことをやってきたのが栗山町の議会報告会の意義であり、それを定着させるために議会基本条例になったわけであります。

そして、自分の地区ではないところにも回っていきますので、議員からすると、地域の全体像がだんだんと見えてきます。また、議会はこんな議論をして、こんなふうを決めていく場です。個別の要望事項については、中にはいろんな地域の困り事もあるわけですがけれども、カーブミラーをちゃんとつけろとか、そういう話であれば、それは道路課のところへちゃんと行ってねということで、あるいは、道路課にちゃんと伝えておきますからということで終えて構わない。それはそういう種類のことだけれども、これからの交通体系をどうして行って、今後、20年の間にどんな道路の体系をつくり、どれぐらいの公共投資の割合を道路整備に持っていくべきなのか。これは議会が議論をして、住民の皆さんとも討議をして、確定していかなくちゃいけないという課題によるより分けを、住民の方もだんだん理解するようになってくるわけです。住民の議会理解と議会の地域の全体の理解が進んでいきます。そして、機関としての議会の責任ということを経験しながら、改革をしていくきっかけになっていきます。そして、議会という機関に対して出される住民からの直接の生の声を、それこそ生の政策情報として受けとめて、重要なものについては、議会の政策提案へと結びつけていくということが動いていきます。

また、議会の政策の論議を活発化するためには、徒手空拳で議論をしてもしょうがないわけでありますので、情報をちゃんととりましょうということで、政策情報について執行機関から提案に際して、こういう情報を提出しなければいけないということを義務づけたり、ただし、一方通行の議論ではいけませんので、反問権という形で、正々堂々とお互い対等な立場で議論しましょうというルールも設けているわけであります。こういう政策論をやる中で、やがて栗山町議会は何をやり始めたかといいますと、総合計画を議決事件に加えたわけですがけれども、基本構想だけではなくて、基本計画を議会が議

決するときはどうやったらいいかということで、栗山町の市民参加による基本構想の検討が進んでいる中で、議会が機関として市民参加に向き合う工夫をいたしました。個別に議員の一部が審議会に入るというのは、最近では、議案を後で議決できる機関のメンバーが一部だけあらかじめ策定過程に入るのは、筋が通らないということもありまして、引き上げる傾向にあります。栗山町議会も、これは審議会には法定されたメンバーを除いて、議員は参加をしないということを決めていますけれども、では、引いたままでいいかということ、それはそうではないわけです。引いたままでいて、議案が議会に出て、初めて議論をしていたのでは追いつきません。なので、審議会が検討しているのと並行して、議会に特別委員会を設置して、計画の在り方はどうあるべきか、どんな基本構想をつくるべきかということで、栗山町議会基本構想議会案というものをつくりました。議会が対案をつくるわけです。

そして、本会議場の理事者席のところに、市民参加の審議会のメンバーの方々に座ってもらいまして、議員席にももちろん議員がいて、本会議場で、市民参加の委員会と議会との対等な立場での議論をやったわけです。その結果、結論としては、7割方議会案に沿った基本構想、基本計画が策定されたんです。市民参加と直接向き合い、市民参加の委員がこのときに何と言ったかということ、議会からの真摯な提案に感銘を受けました。これを尊重して、大いに参考にしながら、私たちも答申をつくっていきたいと思います。こういう発言が委員長からございました。7割方議会案に沿った総合計画ができ上がっております。議会が市民参加と対等にわたり合い、市民参加をいわば議会の味方につけて、議会の方向性に向かった基本計画ができました。

同じようなことを市議会で積極的にやっているのが会津若松市議会なんです。福島県の会津若松市では、住民との意見交換会という名前で、市内の15カ所で年に2回、決算の結論が出た後と予算の結論が出た後、春と秋に年間延べ30回の意見交換会をやります。意見交換会でさまざまな市民からの生の要望、困り事の相談等々が出てきます。クレームもあります。こういったことのうち、政策課題として取り上げる議題は何かということを出し、それを議会の全会派からメンバーを出して、議会の機関意思として固めていくのが広報広聴委員会なんです。議会基本条例の中に位置づけられた機関として広報広聴委員会が設置されています。議会報の編集も従来どおりやっているんですけども、今では、議会報の編集以上に、住民との意見交換会で寄せられたさまざまな意見の中から、単に行政につながるもの、苦情処理として対応するものなどをより分け、残った中の政策的に対応すべきものを優先順位をつけて、整理をした上で、その下にありまして、政策討論会という場所で議員間の討議にかけるということをやっています。図式化すると、こういうふうになります。資料がちょっと小さいので申しわけありませんけれども、住民との意見交換会がまず行われ、さまざまな意見が出てきます。広報広聴委員会で整理をして、課題設定をした後で、政策討論会で分析をし、一定の方向性が出た段階で、次

の意見交換会にかけるんです。議会として検討したけれども、こんなふうに考えているがどう思いますかということを持っていきまして、意見交換会でさらに議論をした上で、その議論を参考にして、政策討論会、議会の中の機関で議員同士が議論をして政策をつくります。そして、パブリックコメントに当たる意見交換を行い、その意見聴取を含めて議案を決めていき、政策として議決された段階で執行機関によって執行させる。

住民との意見交換会を広報広聴委員会が整理して、議会が議題設定をして審議し、検討し、政策立案をし、その途中でも随時、住民との意見交換を行いながら、最終的に議案として意思決定をして政策を決めていきます。これが会津若松市の政策サイクルです。議会がいかに主導権をとっているかということがおわかりになるかと思います。福島県の近隣の市議会などからは、あれだけ仕事をしていたらたまらんよねと。いつ息が切れるか楽しみだねというふうに言っているんですけども、逆に言うと、会津の方々はや地があって、意地でも息なんか切れないとおっしゃっていますけれども、意地だけではないようです。やはり市議会議員としてこんなにやりがいのある仕事だということを実感したことはなかった。これはやっぱりおのずと燃えますよ。と同時に、そうやって、住民との関係性において手ごたえを感じているわけですから、当然、選挙で選ばれる、公選の職の身分の方として、これは私たちがやるべき本筋の仕事だと思われるんじゃないでしょうか。

もちろん負担です。苦勞も多いと思いますし、中には、とてつもない罵声を浴びせる方もいらっしゃいます。これは腹が立っても、どならず、怒らず、忍ばなくちゃいけないんですが、これはよくしたもので、やっぱり物のわかった市民の方もいらっしゃるわけですね。いや、あの人の言っていることは違うよと、その場で。代表機関として選ばれている議員から、あなたの言っていることはおかしいと、それは言ってもいいんですけども、なかなか言えることではないのに対して、わかっている市民は、あなたの言っていることは違うと、この場はそういうことを言う場ではないし、あなたが言っているクレームは、例えば、こういうふうに言えば済むことではないかとか、議会で議論をするような話かということをちゃんと言ってくれるようになるそうです。ここはぜひたじろがずに、多少、最初のうちは耐え忍ばなくてはいけない部分があるかもしれませんが、それを乗り越えた先には、住民との関係は従来とは全く違ったものになっていく、そういう可能性を秘めております。

そういうことにもありますように、市民との関係こそ議会基本条例の焦点だと私は考えています。その観点から、秦野市の議会基本条例の素案を拝見いたしまして、まず、ややここを直せという話がいきなり出ちゃっているんですけども、全体としての評価は、率直に申し上げて、市議会議会の基本条例としては、これまでいろんなところで取り組まれてきたいろんな要素をきっちりと盛り込まれた上で、それだけにとどまらないオリジナルの要素が入っている、そういう意味では、非常によくできたものになってき

ているのではないかと思います。基本的には、そういう充実した条例案として高く評価をするものですが、全体構成の中の市民との関係の位置づけについては、ここでいいのかなと感じました。

栗山町議会であれば、全体としての責務、議会と議員の責務を決めた直後に、市民との関係をまず持ってきていますね。つまり、議会はまず、住民との関係の中において存在していて、住民に対してこんな権利保障をしますということを書いてある。その中に議会報告会を少なくとも年に1回必ず行うこと。あるいはまた、説明責任を果たすこと。住民が議会活動に参加する権利を持つこと。請願、陳情を住民による政策提案として位置づけて、それを議会審議に生かしていくこと。実は、これらの要素の多くは、この秦野市議会の基本条例の素案の中に入っているんです。その意味で言うと、そういう点では不足はないわけです。

しかし、住民の方々がこれをごらんになる条例として見たときに、例えば、素案の第1ページ目の構成を見たときに、総則というのが頭に来るのは、条例としてやむを得ないところであり、議会や議員とは何者であり、どんな責務を負っているかということが2、あるいは、2と3のところに出てくるのは当然なんですけれども、少なくともその次に、まず住民との関係ではないかなと思います。そして、もう一つの選挙で選ばれている市長らとの関係が出てきて、そして、議会はこのように仕事をしますということを展開していくと、こういう整理の仕方の方が住民の方から見ても、ちゃんと住民の方を向いた議会改革なんだということが明確になるような気がいたします。

ただ、住民との関係の中で、恐らくこれは全国で第1号になるだろうと思われまのは、市民が議員になって活動に参加をする機会をちゃんと充実させていかなくちゃいけないということを明確に認識していることをございます。一般の市民が議員になるのではなくて、市民の立場でもって、そのまま議会の活動に参加をする、そういうことがこれまで不十分であったということもありますけれども、それを規定している議会は少なからずあるわけですが、この第22条、いわゆる開かれた議会というのは、ほかのところでは大抵情報公開しますとか、政務調査費の領収書を1円以上全部公開しますなんていうことをおっしゃっているわけなんですけれども、議会の議員になって活動する門戸を開くという意味で、開かれた議会ということ、すべての市民が議会の議員として活動できる機会が得られるよう、環境の整備を行うことに努めるということを掲げた議会は、これまでのところないと思いますので、この意味では非常に特徴的ですし、しかし、これは被選挙権という参政権を持っている基本権としての重みを考えると、非常にいい提起になっているのではないかなと思います。

他方で、市民の政策立案や、提案することについて機会を保障しているところはいいんですけれども、それは、提案をすると言っても、これまでの直接請求による条例制定と同じように、全部議案としてつくるところまで市民が一たん作り上げてしまって、



これで制定してくださいと持ってくるものだけではないと思うんですね。それはハードルが余りにも高い。こういうことに困っているのです、こういうことが課題だと思うので、こんな政策を打ってほしいということ、割と漠とした提案でも受けて、じゃ、具体化はどのようにするかというところは、今度は議会が検討して、立案をしていく。あるいは、議会と行政が議論をしながら立案をしていく。ここのフォローアップの仕組みについては、せっかくいろいろな機関を設置しておられます。附属機関の設置、調査機関の設置、検討会等の設置というのが8ページから9ページにかけて、これは政策立案や調査をしていくために必要だから出ているものだと思います。あるいはまた、議会の改革や行政の活動について、第三者からとして、あるいは、専門家として審査、評価をしてもらうためにも重要だと思うんですが、そういうために機関として必要だから設置された。

これを住民からの提案をこういう機関に持って行って、例えば、検討会等でこういう形で受けていきますと、あるいは、こういう形で調査機関によってそれをフォローアップしていきますという形につなげていけると、なるほど、聞きっぱなしじゃなくて、提案させっぱなしではなくて、議会が責任を持ってフォローして、ちゃんと政策に生かしてくれるんだということがもっと見えてくるのではないかと思います。

それから、ここでは、内容的に書かれているのですが、議員の職務についてどのように責任を果たしていくかということ、タイトルとしても掲げ、第2章が議員の職務等となっていて、第4条で議員の職務となっています。議会運営の原則等という次のところで、議会としての責任の在り方ですとか、そういうことが出てくるわけなんです、ここでは、議会という機関全体として負うべき責任であるとか、議会の職務とは何かということ、運営はこんなふうにやりますという流れの中に埋め込んでしまわないで、議会はこんな責任を負い、こんな職責を果たしますということ、宣言する条文を、この中からそういう要素を抜き出してつくられてはいかかだと思います。

前文に議会のミッションは示されておりますし、第3条の議会活動の基本方針があり、第9条の説明責任などあるわけですが、議会運営事項という、運営という何となく、日常の業務みたいに思われてしまいますので、議会の職責、責務という形で、議会のミッションをそこにまとめる節といいますか、章といいますか、これを設けられると、住民の皆さんには非常にわかりやすくなるのではないのでしょうか。

それから、もう一つ、これもいいなと思いました。すばらしいと思いましたが、第14条であります、7ページ。予算についてちゃんと議会が意識をしているぞ、かつ、これは予算案を提案しなさいではなくて、予算関連についてあらかじめ、その査定の基礎となる資料の公開、根拠やプロセスを公開させることによって、でき上がって固まった予算について、さあ、それから是非かということではなく、予算ができ上がっていくプロセスも議会に報告され、議会はそれを把握しながら、その予算編成過程にどう対応す

るかということに取り組んでいる。

予算の取り扱いが議会の今後の在り方にとって、1つの柱だということ为先ほど申し上げました。ある意味で言うと、地方自治法が改正されて、このタイプの議会運営をやるならば、予算は議会の専決事項になりましたということになったら、この第14条は全面改正しなければいけません。これは市長が編成することを前提に書いてありますから。しかし、それは今の制度ではありませんから、今の制度のもとでは、まずこういうことをやって、予算が決まったら、あるいは、決まるプロセスについて言うと、いろんな関係団体と同じく、議会の議員もまた、一要望団体として、会派ごとに予算要望書を伝える。これはつまり、予算の主体は市長であって、議会はその市長に要望する立場ということにとどまるわけであります。プロセスを公開させ、そのプロセスを見ながら、最終的な予算審議に生かしていくということになりますと、おのずと議決権を持つ議会に対してプロセスをどう説明し、議会は説明を受けたことに対して、その時点での議会としての見解なり評価をどう伝え、それをちゃんと生かして予算編成をしてくださいねということを議論をしていくことができます。

もちろん、名古屋市のようにかたくなな市長さんであれば、恐らくそんなことに口を出すのは、予算専権事項なんだから、議会の越権であるという対立が起こるかもしれませんが、そうなったらなっただ、じゃ、議会の政策審議権とは何だ。議会は新しい事業を提案したりすることは一切できないのか。それはまた、極端なおかしい話です。とすれば、これはもう堂々と、議会というのは、自治体の意思決定を最終的に行っていく場なんですから、そこの舞台の上に出てきて、議論をして、一緒に決めればどうですか。それをかたくなに執行権の侵害とか、予算編成権の侵害とって、壁をつくっていてもいい政策はできないんじゃないでしょうかと議論をされるのがいいのではないかと思います。

実は、月曜日の橋下知事も出てきた対決の場で、予算の話題が出てきたときに、温泉で有名な湯布院を抱える大分県の由布市の市議会議員さんがこうおっしゃったんですね。いや、もう責任をとってくれるんだったら、丸々編成権を渡しますから、やりますかと挑戦的にかなりおっしゃったわけですね。それに対して、その挑発の仕方は、それで腰が引けていては議会人として情ないとは思いますが、でも、その挑発の仕方はおかしいと。それだけおっしゃるのなら、堂々と議会の場に出てきて、議論しながら予算をつくらうじゃありませんか。それが二元代表の自治体における最終的に予算をどう定めて、どう自治体が仕事をしていくのか、これについてのあるべき姿ではありませんかと、こういうコメントをおっしゃった議員さんがいらっしゃいました。後で、逢坂首相補佐官は、あのコメントには感動しましたとおっしゃっていましたが、ひょっとしたら、首相補佐官で、地域主権改革担当の人がそういうふうに印象づけられていますから、これからそれがフィードバックされていって、一体として、議会と首長で予算をつくって

いく仕組みみたいなものが選択肢に入ってくる可能性も開けてきたかなと思います。

実は、第14条、この予算基礎資料の公開という条文は、まさにその実質的な先駆けになり得るものではないかなと思うんです。ただ、もちろん、予算審議するために必要な情報ですよ。これを知らないで、どんな予算要求があり、どんな査定があり、どんな根拠があったから、こういうところに査定された結果、この額になったのか。何は採用されたけれども、何は通らなかった、それを踏まえながら議論をしないと、この予算でいいという判断はできないと思いますから、これは言ってみれば当然の条文です。ですけども、そのプロセスを経ながら、段階的に、その都度、その都度出されてくる情報を、議会も例えば、予算・決算を常任委員会にしておきまして、常任委員会も2つ以上、今は所属できますから、通常の常任委員会と、もう一つ、予算・決算常任委員会は議長以外の全議員が所属をして、そこで予算について何か節目の動きがあるごとに、議案が出てくる前であれば、所管事務調査として議論をしておく。そのときに、こういう情報を踏まえてやっておくということは、ひいては、首長と議会が一体となって、自治体の予算をつくっていくという関係を成り立たせていく大きな節目になる、そういう可能性を秘めているのではないかと思います。その点では、非常に期待を持って素案を見せいただきました。

恐らく住民の方に説明なさるときには、逐条解説は、もう少しやさし目の言葉で、わかりやすく、少し長くなっても構わないと思いますので、もう少しかみ砕いていただくといかなということもありますけれども、これは現時点までは、まず、議員同士で議論をされながら練り上げてこられたということで、こういう形でポイントをちゃんと突いた説明ということで、こうなっているかと思います。次の段階は、住民とのコミュニケーションになりますので、そこを実りある形で展開をしていただいて、いい条例を仕上げていただければありがたいなと思います。

では、若干予定時間を超過しておりますけれども、長時間にわたりまして、御清聴をどうもありがとうございました。以上をもちまして、講演の方は終了といたします。

○渡邊孝広委員長 先生、どうもありがとうございました。(拍手)

本来であれば、ちょっと休憩を入れて質疑応答と予定していたんですが、廣瀬先生は4時にはもう本庁舎を出なきゃいけませんので、休憩なしで質疑を若干させていただければと思います。

何か御質問のある方、挙手をお願いいたします。

露木議員。

○露木順三議員 先生、どうもありがとうございました。

今、秦野市議会は、議会の中の内輪でこの議論をずっと続けてきているわけですけども、先生のこの書物にあるとおり、本来を言えば、公募の市民だとか、学識経験者を含めて、福島県の会津若松市議会はそれをつくり上げたというお話を聞いたんですけれ

ども、それを端的にお話しただければありがたいと思います。

**○廣瀬克哉教授** 実は、公募の市民を交えて検討したのは、まだ会津若松市1市なんです。114本の中でたった1つですので、これはかなり例外的にやられたものですが、もちろん、それはいい形であったと思います。公募の市民の方が入られることによって、議員が議員の視点だけではなくて、一般の有権者の方がどう考えて、どう受けとめているか、何がわかりやすく、何がわかりにくいのか、こういったことを一緒に議論するテーブルの中で共有しながらつくっていかれましたので、会津若松市議会の基本条例は、実は割合に簡素なものなんです。簡素なんですけれども、ポイントを突いていて、とにかく住民と対話しながら、政策を真剣に議論するのは私たちの議会だという基本線は明確に押さえてありまして、それは読むと何となくわかりますね。そういう意味で、非常に一般の市民の方がお入りになったメリットというのが生かされた例ではないかと思いません。

ただ、そこまでいなくても、最後、議案を固める前の段階で、公聴会を開いたところ、もう少し非公式に、フォーラムみたいな場で一緒に議論をされたところ、あるいは、もっと非公式というか、ざっくばらんなところで言えば、私の住んでいる所沢市ですとか、その近隣の三芳町ですとか、こういったところでは、例えば、三芳町では、夜間に公民館へ出かけて行って、そこで特別委員会を開く。これは傍聴しやすいようにということなんですね。傍聴者の方に、随時、できるだけ1時間経過しないうちに休憩をとって、もちろん委員在席のまま休憩をとって、ここまでお聞きになってどうですか、こういうふうに話題を振るわけです。傍聴者とそうやって、言ってみれば、まず議員同士で議論をしているけれども、論点が出てきたところでどうですかというので、自由に発言をしてもらって、一緒に話し合いをして、じゃ、これはこういう方向でいきましょうかと議員が最終的な方向性を確認していく。これでも十分住民の声は把握できると思いますので、議会としての案を確定される前に、何らかの形で、住民の方から意見を聞き取るような場といいますか、一緒に議論をするような場というのを、できるだけインフォーマルに、気楽にしゃべれるような場でもって、かみしもを着ないでやられるといいのではないかなと思います。

**○渡邊孝広委員長** ほかに質問のある方、いらっしゃいますか。よろしいでしょうか。

では、きょうは長時間にわたりまして、本当にありがとうございました。これを持ちまして、本日の議員研修会を終わらせていただきます。本日の研修会で学ばせていただいたことを今後、市議会の活性化に向けた議論で生かしていきたいと思えます。

以上で、本日の日程はすべて終了とさせていただきます。これで議員研修会を閉会いたします。どうもお疲れさまでした。ありがとうございました。(拍手)

午後 3時55分 閉会